

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

平成21年6月17日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正の趣旨

社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成14年政令第362号）の改正（平成21年3月23日付で公布及び施行）により、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第154条第2項に規定する政令で定める期間が4週間に延長されたことに伴い、少数株主権の共同行使の場合に、各申出株主の個別株主通知に係る申出受付日に最大4週間の差異が生ずることとなったため、株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「施行規則」という。）において、別紙のとおり所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

個別株主通知に係る通知対象期間（機構が発行者に対して通知する申出株主の有する振替株式の増減の履歴の対象期間）を、「申出受付日の前日から起算して6か月と28日前の日から申出受付日の前日まで」とする。（施行規則第204条関係）

3. 施行日

この改正規定は、平成21年7月18日から施行し、同日以降に機構に対して個別株主通知の申出の取次ぎが行われたものについて適用する。

以 上